

特別条項あり

36協定届の記載例｜様式９号の２（１枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

（※）限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号	○○○○○○○○○○○○○○ （都道府県／所掌／管轄／基幹番号／枝番号／被一括事業場番号）
法人番号	○○○○○○○○○○○○○

事業場（工場、支店、営業所等）ごとに協定してください

時間外労働 休日労働 に関する協定届

様式第９号の２（第 16 条第１項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
金属製品製造業	○○工業株式会社　○○工場	（〒 ○○○ ― ○○○○） ○○市○○町1－2－3 （電話番号：○○○－○○○○－○○○○）	○○○○年４月１日から１年間

この協定が有効となる期間を定めてください。**1年間**とすることが望ましいです。

	対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。	事由は具体的に定めてください。時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数 １日 法定労働時間を超える時間数	１日 所定労働時間を超える時間数（任意）	１箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	１年（①については360時間まで、②については320時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１年 所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	①　下記②に該当しない労働者	受注の集中	設計	10人	7．5時間	3時間	3．5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
		製品不具合の対応	検査	10人	7．5時間	2時間	2．5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
		臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7．5時間	2時間	2．5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	7．5時間	3時間	3．5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
		棚卸	購買	5人	7．5時間	3時間	3．5時間	20時間	30時間	200時間	320時間

起算日（年月日）　○○○○年４月１日

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は360時間以内、②は320時間以内です。

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	受注の集中	設計	10人	土日祝日	１か月に１回	8:30～17:30
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20 人	土日祝日	１か月に１回	8:30～17:30

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☑

（チェックボックスに要チェック）

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、**月100時間未満、２～6か月平均80時間以内**でなければいけません
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。**チェックボックスにチェック**がないと有効な協定届出とはなりません。



特別条項あり

36協定届の記載例｜様式９号の２（２枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれる場合

（※）限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

様式第９号の２（第 16 条第１項関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

限度時間を超えて労働させる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率になるよう努めてください。月60時間を超える時間外労働の割増率は50%になることに留意してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

事由は**一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるもの**に限り、**できる限り具体的に**定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	1日（任意）：延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1日（任意）：延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）：限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る。）	1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	1箇月：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの720時間以内に限る。）：起算日（年月日）〇〇〇〇年４月１日：延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1年：延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
突発的な仕様変更	設計	10人	6時間	6．5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10人	6時間	6．5時間	3回	60時間	70時間	35%	500時間	620時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	20人	6時間	6．5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。

月の時間外労働の限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。**年6回以内**に限ります。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、**１か月の時間外労働と休日労働の時間数**を定めてください。**月100時間未満**に限ります。なお、この時間数を満たしても、**２～６か月平均で月80時間を超えてはいけません。**

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる**1年の時間外労働（休日労働は含みません）の時間数**を決めて下さい。**年720時間以内**に限ります。

限度時間を超えて労働させる場合にとる手続きについて定めてください。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置（該当する番号）	①、③、⑩
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置（具体的内容）	対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に 11 時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☑

（チェックボックスに要チェック）

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、**月100時間未満、２～6か月平均80時間以内**でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。**チェックボックスにチェック**がないと有効な協定届出とはなりません。

協定の成立年月日　〇〇〇〇　年　３　月　12　日

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　検査課主任　氏名　山田花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　例：　投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議など　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☑

（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☑（チェックボックスに要チェック）

〇〇〇〇　年　３　月　15　日

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定を締結する者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。**チェックボックスにチェック**がない場合には、有効な協定届とはなりません。

使用者　職名　工場長　氏名　田中太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

限度時間を超えた労働者に対し、**健康確保措置**を講ずることを定めます。36協定届様式裏面の記載心得①～⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

〇　〇　労働基準監督署長殿